女性化学者奨励賞選考委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会(以下「本会」と言う。)会務部門規程及び委員会規程に基づき、会務部門傘下の女性化学者奨励賞選考委員会(以下「委員会」と言う。)の運営等の方法に関する事項について定め、委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任 務)

- 第2条 委員会の任務は、女性化学者奨励賞(以下「本賞」と言う。)の候補者を選考することである。 (委員会の構成)
- 第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員若干名で構成する。

(委員等の選任)

- 第4条 委員長、副委員長及び委員の選任は、次の通りとする。
 - (1) 委員会規程の定めにかかわらず、委員長は会務部門長とし、副委員長は委員長が指名する。
 - (2) 委員は、委員会規程の定めにかかわらず、男女共同参画推進委員会又は会長から推薦された委員候補者のなかから、委員長が選考し、会務部門長が委嘱する。
 - (3) 委員の委嘱に当っては、委員会に出席できることを受諾の条件とする。
 - (4) 本賞の候補者として委員会に推薦された者(以下「推薦候補者」という)及び推薦候補者の推薦者は、委員になることができない。
 - (5) 委員委嘱後、委員が推薦候補者となった場合、及び、推薦候補者と直接的に利害関係者となる場合には、委員を辞退するものとする。この辞退者が出た場合及び委員委嘱の際に辞退者が出た場合は、委員長に人選を一任する。

(運営及び授賞件数)

- 第5条 委員会の運営については、表彰規程、部門規程、会務部門規程及び委員会規程に定めるものの ほか、この規則の定めるところによる。
- 2 授賞件数は、2件以内とする。

(賞の対象)

- 第6条 本賞の授賞対象は、次のとおりとする。
 - (1)本賞は、化学の専門性を活かした学術研究に傑出した業績と貢献がある者で、社会貢献にも努め、国内外での研究活動・交流を通して我が国の女性化学者の地位向上に寄与し、将来の科学者・技術者を目指す学生や若手研究者の目標となる本会女性の会員を対象とし、年齢が受賞の年の4月1日現在において満40歳に達していない者に授与する。
 - (2) 本賞は、既に他の賞を受賞した者も授賞対象とする。

(候補者推薦手順)

第7条 各支部、各部会、各ディビジョン及び男女共同参画推進委員会の長は、所定の推薦書を用い、 受賞候補者を選考委員会あてに8月末日までに推薦するものとする。

(推薦件数)

第8条 各組織から推薦できる本賞の推薦候補者数はそれぞれ2件以内とする。

(委員会における審議及び選考)

第9条 委員会は、原則として年1回、10~11月頃に開催し、本賞の推薦候補者の業績内容の審議

及び受賞候補者の選考を行う。この選考は、推薦候補者それぞれについて意見交換を行った後、投票により行い、業績説明などは行わない。この方法は別紙に定める。なお、委員長・副委員長を含めた委員会の構成員に投票権を与える。

2 委員会を開催した際は議事録を作成し、会務部門長に提出しなければならない。 (選考結果の報告)

第10条 委員会は、受賞候補者の選定理由書を添えて12月20日までに会長に選考結果を報告しなければならない。

(受賞者の決定)

第11条 会長は、委員会から報告のあった受賞候補者を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第12条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯を授与する。

(賞の英文名)

第13条 本賞の英文名は、"The Chemical Society of Japan Award for Outstanding Young Women Chemists for (受賞西暦年度)"とする。

(秘密の保持)

- 第14条 委員会の構成員及び事務局は、申請書の内容及び委員会での審議内容等に関し、秘密を 保持するものとする。
- 2 委員会の構成員名及び受賞者名は受賞が決定するまでは、公表しないものとする。

(改 廃)

第15条 この規則の改廃は、委員会委員長の発議で会務部門長が決定する。

(平成24年 2月 7日 会務部門長決定 制定)

(平成26年7月17日 会務部門長決定 第1回改訂)

(平成28年 1月25日 会務部門長決定 第2回改訂)

(平成29年 4月11日 会務部門長決定 第3回改訂)

女性化学者奨励賞受賞候補者選出投票方法

- (1) 選考委員会の判断で最終的な授賞件数を決定することができる。
- (2) 投票方法は原則として以下のとおりとする。なお、投票の際、各候補の得票数を記録し、伏せておく。

【投票手順】

投票の前に受賞件数を決める。 (2件以内)

投票において、所定の連記のないもの、同一人を連記したものは、その投票を無効とする。 投票の立会いは、委員長、副委員長及び担当理事が行う。

1. 受賞件数が2件の場合

- ①全候補者に対して2名連記で投票する。得票につき1点として候補者ごとに得点を集計し、2位と3位の得点差が2点以上あれば、上位2名を受賞者とする。
- ②2位と3位の候補者の得点差が1点以下の場合は、1位の候補者を受賞者とし、残りの候補者に対して、 単記で投票し、その上位1名を受賞者に加える。
- ③ただし、上記①において上位2名の得点が同点で、かつ3位の候補者との得点差が1点の場合は、その上位2名を受賞者とする。
- ④上記以外の同点者の取り扱いについては、選考委員会において判断する。

2. 受賞件数が1件の場合

- ①全候補者に対して単記で投票する。得票につき1点として候補者ごとに集計し、1位と2位の得点差が1点以上があれば、1位の候補者を受賞者とする。
- ②上位の得点が同点の場合は、上位同点者に対して単記で投票を再度行う。
- ③上記以外の同点者の取り扱いについては、選考委員会において判断する。

以上